

# 令和4年度柏崎市社会福祉協議会非常勤職員募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり非常勤職員を募集します。

## 1 受付期間 随時受付けています。

市販の履歴書に必要事項を記入（顔写真添付）し、本会までご提出ください。受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

## 2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格
非常勤職員 通所介護 介護員	1名	学歴不問・年齢不問 以下の資格を有する者 ・普通自動車免許（AT限定可） ただし、介護職員初任者研修・訪問介護2級以上、 介護福祉士等有資格者は、採用及び時間給を優遇

## 3 申し込み資格

受験資格を満たす方で、採用時に当会事業所へ通勤可能な方。

※ ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- （1）被後見人及び被保佐人
- （2）禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。
- （3）日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

## 4 勤務地 北条デイサービスセンター（柏崎市東条627-1）

## 5 試験日時及び試験場所

日 時 履歴書提出後、概ね10日以内に面接日をお知らせします。

場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411

方 法 面 接

## 6 合格者の決定及び採用日

採用試験の可否については、面接後概ね10日以内に、電話にて通知します。

採用日については、相談の上決定。

## 7 給与等

（1）給 与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。

時給	資格なし	890円
	介護職員初任者研修（ホームヘルパー2級）	960円
	介護福祉士	990円

（2）手 当 雇用契約職員に関する細則に基づく通勤手当

（3）雇用期間 採用の日から令和5年3月31日（更新の可能性あり。）

- (4) 勤務時間 始業午前9時30分から終業午後3時30分までの間の5時間(週20時間以上30時間未満)を基本とし、職種(事業所)毎に勤務表で定めます。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがあります。(営業日は月～土、週4～5日程度の勤務)
- (5) 休日 職種(事業所)毎に勤務表で定めます。
- (6) 業務内容 デイサービスセンター(高齢者の日帰り介護施設)における介護業務。入浴、食事、排せつ等の身体介護及び日常生活上の支援並びにレクリエーション等余暇活動支援を行います。
- (7) 福利厚生 年次有給休暇、無期転換制度あり。**雇用保険・労災保険に加入します。**詳細は、本会雇用契約職員の細則によります。
- (8) その他 介護職員初任者研修(ホームヘルパー2級)、介護福祉士の資格を有しない方は、採用後、認知症介護基礎研修を受講していただきます。(受講費用は当会が負担します。)

## 8 受験手続

### (1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真(上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3ヶ月以内)1枚貼付(裏面に撮影年月日・氏名記入のこと)、資格を証明できる資料(普通自動車免許以外の資格のみ)を添付して、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会事務局に直接持参するか、郵送してください。

### (2) 記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 郵送で履歴書を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

## 9 照会等

この試験についてご不明な点がございましたら、下記まで連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター内

TEL (0257) 22-1411 (担当:松原)